○ 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲

	住宅確保要配慮者	入居を受け入れる者の範囲、条件等
法令において定められた者	□ 低額所得者（生活保護受給者を除く）	
	□ 低額所得者（生活保護受給者）	□ 住宅扶助費の代理納付が実施される場合に限る
	□ 被災者（災害から3年以内）	
	□ 高齢者	高齢者の年齢：（　　）歳以上
	□ 身体障害者	
	□ 知的障害者	
	□ 精神障害者（発達障害者を含む。）	
	□ 上記以外の障害者	
	□ 子育てをする者（ひとり親を除く）	最年長の子供の年齢：（　　）歳以下 最年少の子供の年齢：（　　）歳以上
	□ 子育てをする者（ひとり親）	最年長の子供の年齢：（　　）歳以下 最年少の子供の年齢：（　　）歳以上
	□ 外国人	
	□ 中国残留邦人等	
	□ 児童虐待を受けた者	
	□ ハンセン病療養所入所者等	
	□ DV被害者	
	□ 帰国被害者等	
	□ 犯罪被害者等	
	□ 保護観察対象者等	
	□ 生活困窮者	
	□ 国土交通大臣が指定する災害の被災者	
都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	□	
	□	
	□	
	□	
	□	

○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

□ 入居者を、住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にされた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第九条の登録の申請であって、この省令の施行の際、都道府県知事による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例によることができる。